

杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 実施主体
杵築市地域公共交通活性化協議会
- (2) 業務名
杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務
- (3) 業務内容
別紙「杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間
契約締結の日から令和9年3月25日まで
- (5) 履行場所
杵築市内
- (6) 委託金額
見積書の上限は8,250千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

3 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 杵築市競争入札参加資格申請者名簿に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結日までの間に国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 杵築市暴力団排除条例（平成23年杵築市条例第31号）に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始もしくは更生手続開始の申立てがされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始もしくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (7) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (8) 過去5年以内に、本業務と類似の業務を国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から受託した実績を有する者であること。

4 日程（予定）

項 目	日程等
実施要領等公告（公募開始日）	令和8年7月22日（水）
質問の受付期間	令和8年7月22日（水）から 令和8年7月29日（水）午後5時まで
質問への回答	令和8年7月31日（金）予定
参加表明書等の受付期間	令和8年7月22日（水）から 令和8年8月 7日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期間	令和8年7月31日（金）から 令和8年8月14日（金）午後5時まで
辞退届提出期限	令和8年8月14日（金）
審査会（プレゼンテーション） 開催通知送付	令和8年8月17日（月）
審査会（プレゼンテーション）	令和8年8月21日（金）午後予定
委託契約締結	令和8年9月上旬頃

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類：質問書（様式1）
- (2) 受付期限：令和8年7月29日（水） 午後5時まで
- (3) 提出先
 - ・杵築市公共交通活性化協議会事務局（杵築市協働のまちづくり課 地域交通係内）
- (4) 質問方法
 - ・質問書（様式1）に必須事項と、簡潔にまとめた質問内容を記載し、「13 担当事務局」に記載しているメールアドレスへ電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールの表題に【杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務質問書】と記し送付すること。
- (5) 回答方法
 - ・質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和8年7月31日（金）に杵築市ウェブサイトにおいて公表する。なお、電話等による個別対応はしない。また、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

6 参加表明書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、仕様書、実施要領及び関係法令等の各規定を確認した上で、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類：各1部

- ①参加表明書（様式2）
- ②誓約書（様式3）
- ③会社概要及び業務実績（様式4）
- ④滞納がないことの証明（国税、都道府県税及び市町村税 ※過去1月以内に取得したもので写し可）

(2) 受付期限：令和8年8月7日（金） 午後5時まで

(3) 提出先

- ・杵築市地域公共交通活性化協議会事務局（杵築市協働のまちづくり課 地域交通係内）

(4) 提出方法

- ・電子ファイル（PDF）を「13 担当事務局」に記載しているメールアドレスへ電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの表題に【杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務に関する参加表明】と記し送付すること。
- ・電子メール送信後は、電話により受信確認を行うこと。

7 企画提案書の提出

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。

(1) 必要な書類

①企画提案書（様式任意A4サイズ）

※企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ・会社概要（会社案内等を添付することも可）
- ・本業務の実施体制
- ・配置予定技術者（役割、経験年数、保有資格及び類似業務実績等）
- ・本業務と類似する業務の実績
- ・各業務項目の実施方針及び実施内容
- ・業務実施スケジュール
- ・その他、本業務の実施に当たっての独自提案

②見積書（任意様式A4サイズ）

※別紙「仕様書」を踏まえた積算内訳を記載すること（消費税込み）。なお、見積書の宛名は「杵築市地域公共交通活性化協議会会長」あてとすること。

※別紙「杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務仕様書」で定める業務内容は、市が現段階で想定するものであり、予算上限額範囲内における事業者からの追加提案を妨げるものではない。

(2) 提出

①提出期限：令和8年8月14日（金） 午後5時まで

②提出先：杵築市地域公共交通活性化協議会事務局（杵築市協働のまちづくり課 地域交通係内）

③提出方法

- ・電子ファイル（PDF）を「13 担当事務局」に記載しているメールアドレスへ電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの表題に【杵築市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務企画提案書】と記し、提出後は電話で受信確認を行うこと。
- ・電子メール送信後は、電話により受信確認を行うこと。

（3）留意事項

- ①提案書は、仕様書を熟読のうえ、作成すること。
- ②提案書の内容はすべて実施義務事項として、事業者が提示し、かつ提案費用内で契約するものであることに留意すること。
- ③作業スケジュールが履行期間内で組まれていること。
- ④次年度以降の展開を踏まえた提案とすること。
- ⑤企画提案書は1者につき1案とする。

8 企画提案の審査

（1）実施日：令和8年8月21日（金） 午後予定

（2）実施場所：杵築市役所本庁舎（所在地：大分県杵築市大字杵築377番地1）

※詳細は、別途通知する。

※提案者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。

（3）審査方法

- ①審査は参加者から提出された企画提案書及び参加者による審査会でのプレゼンテーション及びヒアリングに基づいて行い、提案者の業務完遂能力（業務実績、技術力、組織）、企画力及び業務への取組について「9 評価基準による評価項目の概略」に沿って審査する。
- ②審査に際しては、提案者からのプレゼンテーションを予定しているため、当日は担当者の出席（3名以内）を求めるものとする。
- ③提案は、提出書類を用いて行うものとし、当日の差し替え、追加資料は認めないものとする。
- ④提案時間は15分以内（セッティングに係る時間を含む）とし、その後質疑応答を20分以内で行う。
- ⑤パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。接続端子はHDMIとする。スクリーン及びプロジェクター、電源、机、椅子は杵築市が用意する。

（4）審査の公開

プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

（5）参加者及び結果の公表・通知

杵築市ウェブサイト以最優秀者及び選定結果を公表するとともに、応募者全員に書面で通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

9 評価基準による評価項目の概略

評価点は100点満点とし、各評価項目の配点は次のとおりとする。

(1) 業務実施体制（配点 40 点）

本業務を遂行するにあたり、発注者との連絡調整と迅速な対応や業務工程の管理など、十分な体制の確保ができているかを評価する。併せて、専任された業務責任者については公的機関における類似業務の業務実績を評価の対象とする。

(2) 提案内容（配点 50 点）

次の①から③までの各項目及び全てを総合した評価をする。

①本業務に対する理解度

本業務の目的及び内容を十分に理解した提案かどうか評価する。

②業務実施手順の妥当性

業務実施手順に妥当性があり、適切に実施できる計画であるか。

③提案内容の実現性

提案内容に説得力があり、実現が十分に見込まれるか。

(3) 経費見積（配点 10 点）

実施経費が企画提案内容に沿った適正な見積となっているか、また実現可能な企画（経費）となっているか。

10 契約

(1) 選定された最優秀者を業務委託の第1位契約候補者（以下「契約候補者」という。）

とし、契約締結に向けた協議を行うものとする。ただし、審査の結果、本業務を適切に履行できる能力を有すると認められない場合は、契約候補者としなかったことがある。

(2) 参加表明書等の提出者が1者のみであっても審査を実施し、本業務を適切に履行できる能力を有すると認められた場合は、契約候補者とする。

(3) 選定された最優秀者を業務委託の第1位契約候補者（以下「契約候補者」という。）

とし、契約締結交渉を行うものとする。ただし、評価点の合計が100点満点中60点未満の場合は、契約候補者を選定しないものとする。

(4) 参加表明書等の提出者が1者となった場合においても審査を実施し、評価点の合計が100点満点中60点以上である場合は、契約候補者とする。

(5) 契約候補者が、本事業者選定以後に「11 失格事項」に該当すると認められた場合、本協議会と契約候補者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合又は、都合により辞退した場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行うこととする。

(6) 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は「11 失格事項」に該当すると認められた場合は、契約候補者としての地位を取り消す場合がある。さらに、本契約締結後においては、その契約を解除する場合がある。

(7) 本事業者選定以後、契約候補者は再委託先又は協力先と再委託契約等を締結する場合は、直ちに再委託契約等の内容が分かる資料（再委託契約等の締結日及び業務内容等が記載されたもの）を事前に事務局に提出すること。（再委託契約を本事業

者選定の審査時まで求めるものではない。) なお、再委託先又は協力先には業務の全部又は主たる部分を委託又は協力の依頼をしてはならない。

- (8) 契約候補者は、本業務において機密情報及び個人情報を取り扱う場合は、それら情報の保護のための措置を講じること。契約締結時にこれらの情報の取り扱いに関する特記事項を定める予定である。契約候補者及び再委託先等は、特記事項を遵守し業務を実施すること。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加表明書等及び提案書等に虚偽の記入をした者。
- (2) 公告日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者又は本公告日から委託契約の前日までの間に、「3 プロポーザルの参加資格」の応募資格を有しなくなった者。
- (3) 参加表明書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者。
- (4) 提案書等を複数案提出した者。
- (5) 本プロポーザルに関し、選定委員会委員又は関係者へ不当な働きかけを行った者。
- (6) 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
- (7) その他、選定委員会が不適格と認めた者。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 「企画提案書」に記載した担当技術者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨の証明書等を提出し、あらかじめ本協議会の了解を得るものとする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。なお、提出書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 採用したプロポーザルの著作権は杵築市地域公共交通活性化協議会に帰属するものとする。また、提案は事業の実施に際して一部変更する場合がある。
- (6) 本プロポーザルに参加意思表示後に辞退される場合は、「参加辞退届（様式5）」を提出するものとする。

1 3 担当事務局

杵築市地域公共交通活性化協議会事務局

(杵築市協働のまちづくり課 地域交通係内)

〒873-0001

大分県杵築市大字杵築377番地1

電話：0978-62-1814（直通）

E-mail machidukuri@city.kitsuki.lg.jp